

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成28年1月28日(2016.1.28)

【公表番号】特表2015-509236(P2015-509236A)

【公表日】平成27年3月26日(2015.3.26)

【年通号数】公開・登録公報2015-020

【出願番号】特願2014-550429(P2014-550429)

【国際特許分類】

G 06 F 13/00 (2006.01)

H 04 N 21/2743 (2011.01)

G 06 Q 50/10 (2012.01)

H 04 N 21/2662 (2011.01)

【F I】

G 06 F 13/00 5 6 0 A

H 04 N 21/2743

G 06 Q 50/10

H 04 N 21/2662

【手続補正書】

【提出日】平成27年12月4日(2015.12.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ソーシャル・メディア・ウェブサイトにファイルをアップロードする方法であって、ソーシャル・メディア・ウェブサイトへアップロードするためのファイルのセットを識別するユーザ入力を、第1のコンピューティング・デバイスにおいて受け取ることと、前記識別されたファイルのセットのうち、1または複数の代表的なファイルのサブセットを、前記第1のコンピューティング・デバイスにおいて選択すること、前記選択された1または複数の代表的なファイルのサブセットを、前記第1のコンピューティング・デバイスからソーシャル・メディア・ウェブサイト・サーバへアップロードすること、

前記1または複数の代表的なファイルのサブセットに類似した他のファイルのアップロードを求める要求を、前記第1のコンピューティング・デバイスにおいて、前記ソーシャル・メディア・ウェブサイト・サーバから受信することと、

前記1または複数の代表的なファイルのサブセットに類似したファイルのセットのうちの他のファイルを識別することと、

前記1または複数の代表的なファイルのサブセットに類似した他のファイルを、前記第1のコンピューティング・デバイスから前記ソーシャル・メディア・サーバへアップロードすることと、を備える方法。

【請求項2】

前記識別されたファイルのセットは、写真ファイル、ビデオ・ファイル、オーディオ・ファイル、およびテキスト・ファイルのうちの少なくとも1つを備えるメディア・ファイルを備える、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記アップロードするために選択された1または複数の代表的なファイルのサブセットの数は、ファイル・サイズに部分的に基づく、請求項1に記載の方法。

【請求項4】

前記1または複数の代表的なファイルのサブセットに類似した他のファイルを、主題、タイムスタンプ・データ、位置データ、およびメタデータのうちの1または複数に基づいて、前記第1のコンピューティング・デバイスにおいて選択すること、をさらに備える請求項1に記載の方法。

【請求項5】

アップロードするための前記1または複数の代表的なファイルのサブセットに類似した他のファイルを選択するために、顔認証ソフトウェアを用いること、をさらに備える請求項4に記載の方法。

【請求項6】

前記ソーシャル・メディア・ウェブサイトサーバにおいて、受信された、前記1または複数の代表的なファイルのサブセットを、前記ソーシャル・メディア・ウェブサイトへ投稿することと、

前記投稿された1または複数の代表的なファイルのサブセットとの、前記ソーシャル・メディア・ウェブサイトのユーザとのインタラクションを、前記ソーシャル・メディア・ウェブサイト・サーバにおいて追跡することと、

アップロードされた特定のファイルとのユーザ・インタラクションが、人気度しきい値を超える場合を、前記ソーシャル・メディア・ウェブサイト・サーバにおいて判定することと、

前記人気度しきい値を超えるインタラクションを有する、アップロードされた特定のファイルに類似した他のファイルのアップロードを求める要求を、前記ソーシャル・メディア・ウェブサイト・サーバから、前記第1のコンピューティング・デバイスへ送信することと、

前記他のファイルのアップロードを、前記ソーシャル・メディア・ウェブサイト・サーバにおいて、前記第1のコンピューティング・デバイスから受信することと、

前記他のファイルを、前記ソーシャル・メディア・ウェブサイト・サーバにおいて、前記ソーシャル・メディア・ウェブサイトに投稿することと、  
をさらに備える請求項1に記載の方法。

【請求項7】

アップロードされた特定のファイルとのユーザのインタラクションは、前記ファイルに対するアクセス要求、投稿されたコメント、投稿されたタグ、投稿されたレビュー、要求されたリンク、および前記ファイルを転送する要求、のうちの1または複数を備える、請求項6に記載の方法。

【請求項8】

前記人気度しきい値は、前記ソーシャル・メディア・ウェブサイト・サーバによって、または、前記第1のコンピューティング・デバイスのユーザによって設定される、請求項6に記載の方法。

【請求項9】

前記1または複数の代表的なファイルのサブセットの一部分とのインタラクションを、前記ソーシャル・メディア・ウェブサイト・サーバにおいて追跡することと、

前記1または複数の代表的なファイルのサブセットの一部分と類似の主題を有する他のファイルのアップロードを求める要求を、前記ソーシャル・メディア・ウェブサイト・サーバから、前記第1のコンピューティング・デバイスへ送信することと、  
をさらに備える請求項6に記載の方法。

【請求項10】

前記1または複数の代表的なファイルのサブセットの一部分は、人の顔を備え、前記他のファイルは、この人の別の写真を備える、請求項9に記載の方法。

【請求項11】

前記他のファイルを、前記ファイルのメタデータおよび顔認識ソフトウェアのうちの1または複数を用いて、前記第1のコンピューティング・デバイスにおいて識別すること、をさらに備える請求項9に記載の方法。

【請求項12】

前記他のファイルをアップロードする要求を、ソーシャル・メディア・サイトのユーザの複数の第2のコンピューティング・デバイスへ送信すること、をさらに備える請求項9に記載の方法。

【請求項13】

コンピューティング・デバイスであって、ソーシャル・メディア・ウェブサイトへアップロードするためのファイルのセットを識別するユーザ入力を受け取る手段と、

前記識別されたファイルのセットのうち、1または複数の代表的なファイルのサブセットを選択する手段と、

前記選択された1または複数の代表的なファイルのサブセットを、ソーシャル・メディア・ウェブサイト・サーバへアップロードする手段と、

前記1または複数の代表的なファイルのサブセットに類似した他のファイルのアップロードを求める要求を、前記ソーシャル・メディア・ウェブサイト・サーバから受信する手段と、

前記1または複数の代表的なファイルのサブセットに類似したファイルのセットのうちの他のファイルを識別する手段と、

前記1または複数の代表的なファイルのサブセットに類似した他のファイルを、前記ソーシャル・メディア・サーバへアップロードする手段と、を備えるコンピューティング・デバイス。

【請求項14】

ソーシャル・メディア・ウェブサイトにファイルをアップロードするソーシャル・メディア・ウェブサイト・サーバであって、

第1のコンピューティング・デバイスからアップロードされた、1または複数の代表的なファイルのサブセットを、ソーシャル・メディア・ウェブサイトへ投稿する手段と、

前記投稿された1または複数の代表的なファイルのサブセットとの、前記ソーシャル・メディア・ウェブサイトのユーザとのインタラクションを、前記サーバにおいて追跡する手段と、

アップロードされた特定のファイルとのユーザ・インタラクションが、人気度しきい値を超える場合を、判定する手段と、

前記人気度しきい値を超えるインタラクションを有する、アップロードされた特定のファイルに類似した他のファイルのアップロードを求める要求を、前記第1のコンピューティング・デバイスへ送信する手段と、

前記他のファイルのアップロードを、前記第1のコンピューティング・デバイスから受信する手段と、

前記他のファイルを、前記ソーシャル・メディア・ウェブサイトに投稿する手段と、を備えるソーシャル・メディア・ウェブサイト・サーバ。

【請求項15】

コンピューティング・デバイス・プロセッサに対して、請求項1乃至12のうちのいずれかに記載の方法を実行させるように構成された、格納されたプロセッサ実行可能な命令群を有する非一時的なコンピュータ読取可能な記憶媒体。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0095

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0095】

開示された実施形態の前述した記載は、当業者が、本願の製造または使用を可能とするように提供される。これら実施形態に対するさまざまな修正は、当業者に容易に明らかになるであろう。そして、本明細書で規定された一般的な原理は、本発明のスコープから逸脱することなく、その他の実施形態に適用されうる。このように、本発明は、本明細書で示された実施形態に限定されることは意図されておらず、本明細書に記載された原理および新規な特徴に一致した最も広い範囲に相当するものとされる。

以下に、本願出願の当初の特許請求の範囲に記載された発明を付記する。

[ C 1 ]

ソーシャル・メディア・ウェブサイトにファイルをアップロードする方法であって、ソーシャル・メディア・ウェブサイトへアップロードするためのファイルを識別するユーザ入力を、第1のコンピューティング・デバイスにおいて受け取ることと、選択されたファイルのうち、1または複数の代表的なファイルを選択することと、前記選択された1または複数の代表的なファイルを、ソーシャル・メディア・ウェブサイト・サーバへアップロードすることと、識別された特定の代表的なファイルに類似したファイルのアップロードを求める要求を、前記第1のコンピューティング・デバイスにおいて、前記ソーシャル・メディア・ウェブサイト・サーバから受信することと、前記識別された特定の代表的なファイルに類似した追加のファイルを、前記ソーシャル・メディア・サーバへアップロードすることと、を備える方法。

[ C 2 ]

前記ファイルは、写真ファイル、ビデオ・ファイル、オーディオ・ファイル、およびテキスト・ファイルのうちの少なくとも1つを備えるメディア・ファイルを備える、C 1に記載の方法。

[ C 3 ]

前記選択された代表的なファイルは、主題、タイムスタンプ・データ、または位置データのうちの1または複数に基づいて選択される、C 1に記載の方法。

[ C 4 ]

前記アップロードするために選択された代表的なファイルの数は、ファイル・サイズに部分的にに基づく、C 1に記載の方法。

[ C 5 ]

前記識別された、いくつかの特定の代表的なファイルに類似した、アップロードするための追加のファイルを、主題、タイムスタンプ・データ、位置データ、およびメタデータのうちの1または複数に基づいて、前記第1のコンピューティング・デバイスにおいて選択すること、をさらに備えるC 1に記載の方法。

[ C 6 ]

アップロードするための追加のファイルを選択するために、顔認証ソフトウェアを用いること、をさらに備えるC 5に記載の方法。

[ C 7 ]

前記ソーシャル・メディア・ウェブサイトのサーバにおいて、受信された、選択された1または複数の代表的なファイルを、前記ソーシャル・メディア・ウェブサイトへ投稿することと、

前記投稿された1または複数の代表的なファイルとの、前記ソーシャル・メディア・ウェブサイトのユーザとのインタラクションを、前記サーバにおいて追跡することと、

アップロードされた特定のファイルとのユーザ・インタラクションが、人気度しきい値を超える場合を、前記サーバにおいて判定することと、

前記人気度しきい値を超えるインタラクションを有する、アップロードされた特定のファイルに類似した追加のファイルのアップロードを求める要求を、前記サーバから、前記第1のコンピューティング・デバイスへ送信することと、

前記追加のファイルのアップロードを、前記第1のコンピューティング・デバイスから

受信することと、

前記追加のファイルを、前記サーバにおいて、前記ソーシャル・メディア・ウェブサイトに投稿することと、

をさらに備えるC 1に記載の方法。

[ C 8 ]

アップロードされた特定のファイルとのユーザのインタラクションは、前記ファイルに対するアクセス要求、投稿されたコメント、投稿されたタグ、投稿されたレビュー、要求されたリンク、および前記ファイルを転送する要求、のうちの1または複数を備える、C 7に記載の方法。

[ C 9 ]

前記人気度しきい値は、前記ソーシャル・メディア・ウェブサイト・サーバによって設定される、C 7に記載の方法。

[ C 10 ]

前記人気度しきい値は、前記コンピューティング・デバイスのユーザによって設定される、C 7に記載の方法。

[ C 11 ]

前記ユーザのソーシャル・メディア・ウェブサイトに広告を表示する許可を、前記第1のコンピューティング・デバイスから、前記サーバにおいて受信することと、

前記ユーザのソーシャル・メディア・ウェブサイトに広告コンテンツを表示することと、

前記広告コンテンツの表示について、前記コンピューティング・デバイスのユーザを補償することと、

をさらに備えるC 7に記載の方法。

[ C 12 ]

前記補償は、前記識別された、いくつかの特定の代表的なファイルに類似した追加のファイルをアップロードすることに関連付けられたコストのうちの少なくとも一部を備える、C 11に記載の方法。

[ C 13 ]

メディア・ファイルとのインタラクションに応じて、第2のコンピューティング・デバイスにおけるユーザ・インターフェースに、ファイル要求オプションを表示することと、

前記表示されたファイル要求オプションに応じて、前記第2のコンピューティング・デバイスにおいて、ユーザ入力を受け取ることと、

特定のファイルに類似した追加のファイルのアップロードの要求を、前記第1のコンピューティング・デバイスへ送信することと、

ユーザ入力データに基づいて、アップロードするための追加のファイルを、前記第1のコンピューティング・デバイスにおいて選択することと、

をさらに備えるC 7に記載の方法。

[ C 14 ]

前記1または複数の代表的なファイルの一部分とのインタラクションを、前記サーバにおいて追跡することと、

前記1または複数の代表的なファイルの一部分と類似の主題を有するファイルのアップロードを求める要求を、前記サーバから、前記第1のコンピューティング・デバイスへ送信することと、

をさらに備えるC 7に記載の方法。

[ C 15 ]

前記1または複数の代表的なファイルの一部分は、人の顔を備え、要求されたファイルは、この人の別の写真を備える、C 14に記載の方法。

[ C 16 ]

類似の主題を有するファイルを、前記ファイルのメタデータおよび顔認識ソフトウェアのうちの1または複数を用いて、前記第1のコンピューティング・デバイスにおいて識別

すること、をさらに備える C 1 5 に記載の方法。

[ C 1 7 ]

類似の主題を有するファイルをアップロードする要求を、ソーシャル・メディア・サイトのユーザの複数の第 2 のコンピューティング・デバイスへ送信すること、をさらに備える C 1 4 に記載の方法。

[ C 1 8 ]

前記第 1 のコンピューティング・デバイスにおけるメディア・ファイルに、コンテンツ編集者の第 2 のコンピューティング・デバイスがアクセスする許可を、前記サーバにおいて、前記第 1 のコンピューティング・デバイスから受信することをさらに備え、

前記選択されたファイルのうち、1 または複数の代表的なファイルを選択することは、前記コンテンツ編集者によって発行されたファイルの選択を、前記第 1 のコンピューティング・デバイスにおいて受け取ることを備える、C 1 に記載の方法。

[ C 1 9 ]

前記投稿された 1 または複数の代表的なファイルとの、前記ソーシャル・メディア・ウェブサイトのユーザのインタラクションを追跡することと、

前記投稿された 1 または複数の代表的なファイルとのユーザ・インタラクションに基づいて、前記コンテンツ編集者の第 2 のコンピューティング・デバイスに報酬を与えることと、

をさらに備える C 1 に記載の方法。

[ C 2 0 ]

コンピューティング・デバイスであって、

ディスプレイと、

メモリと、

前記ディスプレイおよび前記メモリに接続され、以下の動作を実行するため、プロセッサ実行可能な命令群で設定されたプロセッサとを備え、

これら動作は、

ソーシャル・メディア・ウェブサイトへアップロードするためのファイルを識別するユーザ入力を受け取ることと、

選択されたファイルのうち、1 または複数の代表的なファイルを選択することと、

前記選択された 1 または複数の代表的なファイルを、ソーシャル・メディア・ウェブサイト・サーバへアップロードすることと、

識別された特定の代表的なファイルに類似したファイルのアップロードを求める要求を、前記ソーシャル・メディア・ウェブサイト・サーバから受信することと、

前記識別された特定の代表的なファイルに類似した追加のファイルを、前記ソーシャル・メディア・サーバへアップロードすることと

を備える、コンピューティング・デバイス。

[ C 2 1 ]

前記ファイルは、写真ファイル、ビデオ・ファイル、オーディオ・ファイル、およびテキスト・ファイルのうちの少なくとも 1 つを備えるメディア・ファイルを備える、C 2 0 に記載のコンピューティング・デバイス。

[ C 2 2 ]

前記プロセッサはさらに、前記選択された 1 または複数の代表的なファイルが、主題、タイムスタンプ・データ、または位置データのうちの 1 または複数に基づいて選択されるような動作を実行するための、プロセッサ実行可能な命令群で設定された、C 2 0 に記載のコンピューティング・デバイス。

[ C 2 3 ]

前記プロセッサはさらに、前記アップロードするために選択された代表的なファイルの数が、ファイル・サイズに部分的にに基づくような動作を実行するための、プロセッサ実行可能な命令群で設定された、C 2 0 に記載のコンピューティング・デバイス。

[ C 2 4 ]

前記プロセッサはさらに、前記識別された、いくつかの特定の代表的なファイルに類似した、アップロードするための追加のファイルを、主題、タイムスタンプ・データ、位置データ、およびメタデータのうちの1または複数に基づいて選択することを備える動作を実行するための、プロセッサ実行可能な命令群によって設定された、C20に記載のコンピューティング・デバイス。

#### [C25]

前記プロセッサはさらに、アップロードするための追加のファイルを選択するために、顔認証ソフトウェアを用いることを備える動作を実行するための、プロセッサ実行可能な命令群によって設定された、C20に記載のコンピューティング・デバイス。

#### [C26]

システムであって、

通信ネットワークに接続されたサーバと、

前記通信ネットワークを介して前記サーバに接続された第1のコンピューティング・デバイスとを備え、

前記サーバは、メモリと、前記メモリに接続されたプロセッサとを備え、

前記プロセッサはさらに、

前記第1のコンピューティング・デバイスからアップロードされた、選択された1または複数の代表的なファイルを、ソーシャル・メディア・ウェブサイトへ投稿することと、

前記投稿された1または複数の代表的なファイルとの、前記ソーシャル・メディア・ウェブサイトのユーザのインタラクションを追跡することと、

アップロードされた特定のファイルとのインタラクションが、人気度しきい値を超えた場合を判定することと、

前記人気度しきい値を超えるインタラクションを有する、アップロードされた特定のファイルに類似した追加のファイルのアップロードを求める要求を、前記第1のコンピューティング・デバイスへ送信することと、

前記追加のファイルのアップロードを、前記第1のコンピューティング・デバイスから受信することと、

前記追加のファイルを、前記ソーシャル・メディア・ウェブサイトに投稿することと、を備える動作を実行するための、プロセッサ実行可能な命令群によって設定された、システム。

#### [C27]

アップロードされた特定のファイルとのユーザのインタラクションは、前記ファイルに対するアクセス要求、投稿されたコメント、投稿されたタグ、投稿されたレビュー、要求されたリンク、および前記ファイルを転送する要求、のうちの1または複数を備える、C26に記載のシステム。

#### [C28]

前記サーバのプロセッサはさらに、前記人気度しきい値を設定することをさらに備える動作を実行するための、プロセッサ実行可能な命令群で設定された、C26に記載のシステム。

#### [C29]

前記第1のコンピューティング・デバイスは、メモリと、前記メモリに接続されたプロセッサとを備え、

前記第1のコンピューティング・デバイスのプロセッサは、前記人気度しきい値を設定することを備える動作を実行するための、プロセッサ実行可能な命令群で設定された、C26に記載のシステム。

#### [C30]

前記サーバのプロセッサはさらに、

前記ユーザのソーシャル・メディア・ウェブサイトに広告を表示する許可を、前記第1のコンピューティング・デバイスから受信することと、

前記ユーザのソーシャル・メディア・ウェブサイトに広告コンテンツを表示することと

、  
前記広告コンテンツの表示について、前記コンピューティング・デバイスのユーザを補償することと、

をさらに備える動作を実行するための、プロセッサ実行可能な命令群で設定された、C 26に記載のシステム。

[ C 3 1 ]

前記補償は、前記識別された、いくつかの特定の代表的なファイルに類似した追加のファイルをアップロードすることに関連付けられたコストのうちの少なくとも一部を備える、C 3 0に記載のシステム。

[ C 3 2 ]

前記通信ネットワークを介して前記サーバに接続された第2のコンピューティング・デバイスをさらに備え、

前記第2のコンピューティング・デバイスは、ディスプレイと、メモリと、前記ディスプレイおよび前記メモリに接続されたプロセッサとを備え、以下を備える動作を実行するための、プロセッサ実行可能な命令群で設定され、

これら動作は、

ソーシャル・メディア・ウェブサイトのメディア・ファイルとのインタラクションに応じて、ユーザ・インターフェースに、ファイル要求オプションを表示することと、

前記ファイル要求オプションが表示されることに応じて、ユーザ入力を受け取ることと、

、  
特定のファイルに類似した追加のファイルのアップロードの要求を、前記第1のコンピューティング・デバイスへ送信することと、ここで、前記第1のコンピューティング・デバイスは、ディスプレイと、メモリと、前記ディスプレイおよび前記メモリに接続されたプロセッサとを備え、ユーザ入力データに基づいて、アップロードするための追加のファイルを選択することを実行するために、プロセッサ実行可能な命令群で設定される、  
を備える、C 2 6に記載のシステム。

[ C 3 3 ]

前記サーバのプロセッサはさらに、

前記1または複数の代表的なファイルの一部分とのインタラクションを追跡することと、

、  
前記1または複数の代表的なファイルの一部分と類似の主題を有するファイルのアップロードを求める要求を、前記第1のコンピューティング・デバイスへ送信することと、  
を備える動作を実行するための、プロセッサ実行可能な命令群で設定された、C 2 6に記載のシステム。

[ C 3 4 ]

前記1または複数の代表的なファイルの一部分は、人の顔を備え、前記要求されたファイルは、この人の別の写真を備える、C 3 3に記載のシステム。

[ C 3 5 ]

前記第1のコンピューティング・デバイスのプロセッサはさらに、類似の主題を有するファイルを、前記ファイルのメタデータおよび顔認識ソフトウェアのうちの1または複数を用いて識別することを備える動作を実行するための、プロセッサ実行可能な命令群で設定された、C 3 3に記載のシステム。

[ C 3 6 ]

前記サーバのプロセッサはさらに、類似の主題を有するファイルをアップロードする要求を、前記ソーシャル・メディア・サイトのユーザの複数のコンピューティング・デバイスへ送信することを備える動作を実行するための、プロセッサ実行可能な命令群で設定される、C 3 3に記載のシステム。

[ C 3 7 ]

前記サーバのプロセッサはさらに、

前記コンピューティング・デバイスにおけるメディア・ファイルに、コンテンツ編集者

の第2のコンピューティング・デバイスがアクセスする許可を、前記第1のコンピューティング・デバイスから受信することと、

前記コンテンツ編集者によって選択された1または複数の代表的なファイルの選択を受け取ることと、

を備える動作を実行するための、プロセッサ実行可能な命令群で設定される、C26に記載のシステム。

[C38]

前記サーバのプロセッサはさらに、

前記投稿された1または複数の代表的なファイルとの、前記ソーシャル・メディア・ウェブサイトのユーザのインタラクションを追跡することと、

前記投稿された1または複数の代表的なファイルとのユーザ・インタラクションに基づいて、前記コンテンツ編集者の第2のコンピューティング・デバイスに報酬を与えることと、

を備える動作を実行するための、プロセッサ実行可能な命令群で設定される、C37に記載のシステム。

[C39]

コンピューティング・デバイスであって、

ソーシャル・メディア・ウェブサイトへアップロードするためのファイルを識別するユーザ入力を受け取る手段と、

選択されたファイルのうち、1または複数の代表的なファイルを選択する手段と、

前記選択された1または複数の代表的なファイルを、ソーシャル・メディア・ウェブサイト・サーバへアップロードする手段と、

識別された特定の代表的なファイルに類似したファイルのアップロードを求める要求を、前記ソーシャル・メディア・ウェブサイト・サーバから受信する手段と、

前記識別された特定の代表的なファイルに類似した追加のファイルを、前記ソーシャル・メディア・サーバへアップロードする手段と、

を備えるコンピューティング・デバイス。

[C40]

前記ファイルは、写真ファイル、ビデオ・ファイル、オーディオ・ファイル、およびテキスト・ファイルのうちの少なくとも1つを備えるメディア・ファイルを備える、C39に記載のコンピューティング・デバイス。

[C41]

前記代表的なファイルを、主題、タイムスタンプ・データ、および位置データのうちの1または複数に基づいて選択する手段、をさらに備えるC39に記載のコンピューティング・デバイス。

[C42]

アップロードする代表的なファイルの数を、ファイル・サイズに部分的にに基づいて選択する手段、をさらに備えるC39に記載のコンピューティング・デバイス。

[C43]

前記識別された、いくつかの特定の代表的なファイルに類似した、アップロードするための追加のファイルを、主題、タイムスタンプ・データ、位置データ、およびメタデータのうちの1または複数に基づいて選択する手段、をさらに備えるC39に記載のコンピューティング・デバイス。

[C44]

アップロードするための追加のファイルを選択する顔認証ソフトウェア手段、をさらに備えるC43に記載のコンピューティング・デバイス。

[C45]

ソーシャル・メディア・ウェブサイトにファイルをアップロードするシステムであって、

第1のコンピューティング・デバイスからアップロードされた、選択された1または複

数の代表的なファイルを、サーバにおいて、ソーシャル・メディア・ウェブサイトへ投稿する手段と、

前記投稿された1または複数の代表的なファイルとの、前記ソーシャル・メディア・ウェブサイトのユーザとのインタラクションを、前記サーバにおいて追跡する手段と、

アップロードされた特定のファイルとのユーザ・インタラクションが、人気度しきい値を超える場合を、前記サーバにおいて判定する手段と、

前記人気度しきい値を超えるインタラクションを有する、アップロードされた特定のファイルに類似した追加のファイルのアップロードを求める要求を、前記サーバから、前記第1のコンピューティング・デバイスへ送信する手段と、

前記追加のファイルのアップロードを、前記第1のコンピューティング・デバイスから受信する手段と、

前記追加のファイルを、前記サーバにおいて、前記ソーシャル・メディア・ウェブサイトに投稿する手段と、  
を備えるシステム。

[ C 4 6 ]

アップロードされた特定のファイルとのユーザのインタラクションは、前記ファイルに対するアクセス要求、投稿されたコメント、投稿されたタグ、投稿されたレビュー、要求されたリンク、および前記ファイルを転送する要求、のうちの1または複数を備える、C 4 5に記載のシステム。

[ C 4 7 ]

前記ソーシャル・メディア・ウェブサイト・サーバにおいて前記人気度しきい値を設定する手段、をさらに備えるC 4 5に記載のシステム。

[ C 4 8 ]

前記ソーシャル・メディア・ウェブサイトのユーザのコンピューティング・デバイスにおいて前記人気度しきい値を設定する手段、をさらに備えるC 4 5に記載のシステム。

[ C 4 9 ]

前記ユーザのソーシャル・メディア・ウェブサイトに広告を表示する許可を、前記第1のコンピューティング・デバイスから、前記サーバにおいて受信する手段と、

前記ユーザのソーシャル・メディア・ウェブサイトに広告コンテンツを表示する手段と、

前記広告コンテンツの表示について、前記第1のコンピューティング・デバイスのユーザを補償する手段と、  
をさらに備えるC 4 5に記載のシステム。

[ C 5 0 ]

前記補償は、前記識別された、いくつかの特定の代表的なファイルに類似した追加のファイルをアップロードすることに関連付けられたコストのうちの少なくとも一部を備える、C 4 9に記載のシステム。

[ C 5 1 ]

メディア・ファイルとのインタラクションに応じて、第2のコンピューティング・デバイスにおけるユーザ・インターフェースに、ファイル要求オプションを表示する手段と、

前記ファイル要求オプションが表示されることに応じて、第前記2のコンピューティング・デバイスにおいて、ユーザ入力を受け取る手段と、

特定のファイルに類似した追加のファイルのアップロードの要求を、前記第1のコンピューティング・デバイスへ送信する手段と、

ユーザ入力データに基づいて、アップロードするための追加のファイルを、前記第1のコンピューティング・デバイスにおいて選択する手段と、  
をさらに備えるC 4 5に記載のシステム。

[ C 5 2 ]

前記1または複数の代表的なファイルの一部分とのインタラクションを、前記サーバにおいて追跡する手段と、

前記 1 または複数の代表的なファイルの一部分と類似の主題を有するファイルのアップロードを求める要求を、前記サーバから、前記第 1 のコンピューティング・デバイスへ送信する手段と、  
をさらに備える C 4 5 に記載のシステム。

[ C 5 3 ]

前記 1 または複数の代表的なファイルの一部分は、人の顔を備え、要求されたファイルは、この人の別の写真を備える、C 5 2 に記載のシステム。

[ C 5 4 ]

類似の主題を有するファイルを、前記ファイルのメタデータおよび顔認識ソフトウェアのうちの 1 または複数を用いて、前記第 1 のコンピューティング・デバイスにおいて識別すること、をさらに備える C 5 2 に記載のシステム。

[ C 5 5 ]

類似の主題を有するファイルをアップロードする要求を、ソーシャル・メディア・サイトのユーザの複数の第 2 のコンピューティング・デバイスへ送信する手段、をさらに備える C 5 2 に記載のシステム。

[ C 5 6 ]

前記第 1 のコンピューティング・デバイスにおけるメディア・ファイルに、コンテンツ編集者の第 2 のコンピューティング・デバイスがアクセスする許可を、前記サーバにおいて、前記第 1 のコンピューティング・デバイスから受信する手段と、

前記コンテンツ編集者によって発行された 1 または複数の代表的なファイルの選択を、前記第 1 のコンピューティング・デバイスにおいて受け取る手段と、  
をさらに備える C 4 5 に記載のシステム。

[ C 5 7 ]

前記投稿された 1 または複数の代表的なファイルとの、前記ソーシャル・メディア・ウェブサイトのユーザのインタラクションを追跡する手段と、

前記投稿された 1 または複数の代表的なファイルとのユーザ・インタラクションに基づいて、前記コンテンツ編集者の第 2 のコンピューティング・デバイスに報酬を与える手段と、

をさらに備える C 5 6 に記載のシステム。

[ C 5 8 ]

コンピューティング・デバイス・プロセッサに対して、以下の動作を実行させるように構成された、格納されたプロセッサ実行可能な命令群を有する非一時的なコンピュータ読取可能な記憶媒体であって、

これら動作は、

ソーシャル・メディア・ウェブサイトへアップロードするためのファイルを識別するユーザ入力を受け取ることと、

選択されたファイルのうち、1 または複数の代表的なファイルを選択することと、

前記選択された 1 または複数の代表的なファイルを、ソーシャル・メディア・ウェブサイト・サーバへアップロードすることと、

識別された特定の代表的なファイルに類似したファイルのアップロードを求める要求を、前記ソーシャル・メディア・ウェブサイト・サーバから受信することと、

前記識別された特定の代表的なファイルに類似した追加のファイルを、前記ソーシャル・メディア・サーバへアップロードすることと

を備える、非一時的なコンピュータ読取可能な記憶媒体。

[ C 5 9 ]

前記格納されたプロセッサ実行可能な命令群は、前記コンピューティング・デバイス・プロセッサに対して、前記ファイルが、写真ファイル、ビデオ・ファイル、オーディオ・ファイル、およびテキスト・ファイルのうちの少なくとも 1 つを備えるメディア・ファイルを備える動作を実行させるように構成された、C 5 8 に記載の非一時的なコンピュータ読取可能な記憶媒体。

## [ C 6 0 ]

前記格納されたプロセッサ実行可能な命令群は、前記コンピューティング・デバイス・プロセッサに対してさらに、代表的なファイルを、主題、タイムスタンプ・データ、および位置データのうちの1または複数に基づいて選択することを備える動作を実行させるように構成された、C 5 8 に記載の非一時的なコンピュータ読取可能な記憶媒体。

## [ C 6 1 ]

前記格納されたプロセッサ実行可能な命令群は、前記コンピューティング・デバイス・プロセッサに対してさらに、アップロードする代表的なファイルの数を、ファイル・サイズに部分的にに基づいて選択することを備える動作を実行させるように構成された、C 5 8 に記載の非一時的なコンピュータ読取可能な記憶媒体。

## [ C 6 2 ]

前記格納されたプロセッサ実行可能な命令群は、前記コンピューティング・デバイス・プロセッサに対してさらに、前記識別された、いくつかの特定の代表的なファイルに類似した、アップロードするための追加のファイルを、主題、タイムスタンプ・データ、位置データ、およびメタデータのうちの1または複数に基づいて選択することを備える動作を実行させるように構成された、C 5 8 に記載の非一時的なコンピュータ読取可能な記憶媒体。

## [ C 6 3 ]

前記格納されたプロセッサ実行可能な命令群は、前記コンピューティング・デバイス・プロセッサに対してさらに、アップロードするための追加のファイルを選択するために、顔認証ソフトウェアを用いることを備える動作を実行させるように構成された、C 5 8 に記載の非一時的なコンピュータ読取可能な記憶媒体。

## [ C 6 4 ]

サーバに対して、以下の動作を実行させるように構成された、格納されたプロセッサ実行可能な命令群を有する非一時的なコンピュータ読取可能な記憶媒体であって、これら動作は、

第1のコンピューティング・デバイスからアップロードされた、選択された1または複数の代表的なファイルを、ソーシャル・メディア・ウェブサイトへ投稿することと、

前記投稿された1または複数の代表的なファイルとの、前記ソーシャル・メディア・ウェブサイトのユーザのインタラクションを追跡することと、

アップロードされた特定のファイルとのインタラクションが、人気度しきい値を超えた場合を判定することと、

前記人気度しきい値を超えるインタラクションを有する、アップロードされた特定のファイルに類似した追加のファイルのアップロードを求める要求を、前記第1のコンピューティング・デバイスへ送信することと、

前記追加のファイルのアップロードを、前記第1のコンピューティング・デバイスから受信することと、

前記追加のファイルを、前記ソーシャル・メディア・ウェブサイトに投稿することとを備える、非一時的なコンピュータ読取可能な記憶媒体。

## [ C 6 5 ]

前記格納されたプロセッサ実行可能な命令群は、前記サーバ・プロセッサに対して、前記アップロードされた、特定のファイルとのユーザのインタラクションが、前記ファイルに対するアクセス要求、投稿されたコメント、投稿されたタグ、投稿されたレビュー、要求されたリンク、および前記ファイルを転送する要求、のうちの1または複数を備える動作を実行させるように構成された、C 6 4 に記載の非一時的なコンピュータ読取可能な記憶媒体。

## [ C 6 6 ]

前記格納されたプロセッサ実行可能な命令群は、前記コンピューティング・デバイス・プロセッサに対してさらに、前記人気度しきい値を設定する動作を実行させるように構成された、C 6 4 に記載の非一時的なコンピュータ読取可能な記憶媒体。

## [ C 6 7 ]

前記格納されたプロセッサ実行可能な命令群は、前記サーバ・プロセッサに対してさらに、前記第1のコンピューティング・デバイスから、前記人気度しきい値の設定を受信する動作を実行させるように構成された、C 6 4 に記載の非一時的なコンピュータ読取可能な記憶媒体。

## [ C 6 8 ]

前記格納されたプロセッサ実行可能な命令群は、前記サーバ・プロセッサに対して、前記ユーザのソーシャル・メディア・ウェブサイトに広告を表示する許可を、前記第1のコンピューティング・デバイスから受信することと、

前記ユーザのソーシャル・メディア・ウェブサイトに広告コンテンツを表示することと、

前記広告コンテンツの表示について、前記コンピューティング・デバイスのユーザを補償することと、

を備える動作を実行させるように構成された、C 6 4 に記載の非一時的なコンピュータ読取可能な記憶媒体。

## [ C 6 9 ]

前記格納されたプロセッサ実行可能な命令群は、前記サーバ・プロセッサに対して、前記補償が、前記識別された特定の代表的なファイルに類似した追加のファイルをアップロードすることに関連付けられたコストのうちの少なくとも一部を備える動作を実行させるように構成された、C 6 8 に記載の非一時的なコンピュータ読取可能な記憶媒体。

## [ C 7 0 ]

前記格納されたプロセッサ実行可能な命令群は、前記サーバ・プロセッサに対してさらに、

前記1または複数の代表的なファイルの一部分とのインタラクションを、前記サーバにおいて追跡することと、

前記1または複数の代表的なファイルの一部分と類似の主題を有するファイルのアップロードを求める要求を、前記サーバから、前記第1のコンピューティング・デバイスへ送信することと、

を備える動作を実行させるように構成された、C 6 4 に記載の非一時的なコンピュータ読取可能な記憶媒体。

## [ C 7 1 ]

前記格納されたプロセッサ実行可能な命令群は、前記サーバ・プロセッサに対して、前記1または複数の代表的なファイルの一部分が、人の顔を備え、前記要求されたファイルが、この人の別の写真を備える動作を実行させるように構成された、C 7 0 に記載の非一時的なコンピュータ読取可能な記憶媒体。

## [ C 7 2 ]

前記格納されたプロセッサ実行可能な命令群は、前記コンピューティング・デバイス・プロセッサに対してさらに、類似の主題を有するファイルをアップロードする要求を、ソーシャル・メディア・サイトのユーザの複数の第2のコンピューティング・デバイスへ送信することを備える動作を実行させるように構成された、C 7 0 に記載の非一時的なコンピュータ読取可能な記憶媒体。

## [ C 7 3 ]

前記格納されたプロセッサ実行可能な命令群は、前記サーバ・プロセッサに対して、前記第1のコンピューティング・デバイスにおけるメディア・ファイルに、コンテンツ編集者の第2のコンピューティング・デバイスがアクセスする許可を、前記サーバにおいて、前記第1のコンピューティング・デバイスから受信することと、

前記コンテンツ編集者によって選択された1または複数の代表的なファイルの選択を受け取ることと、

を備える動作を実行させるように構成された、C 6 4 に記載の非一時的なコンピュータ読取可能な記憶媒体。

## [ C 7 4 ]

前記格納されたプロセッサ実行可能な命令群は、前記サーバ・プロセッサに対してさらに、

前記投稿された 1 または複数の代表的なファイルとの、前記ソーシャル・メディア・ウェブサイトのユーザのインタラクションを追跡することと、

前記投稿された 1 または複数の代表的なファイルとのユーザ・インタラクションに基づいて、前記コンテンツ編集者の第 2 のコンピューティング・デバイスに報酬を与えることと、

を備える動作を実行させるように構成された、C 7 3 に記載の非一時的なコンピュータ読取可能な記憶媒体。